

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：33901

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K17362

研究課題名(和文)近代日本における小学校教員養成機関の「公」性「私」性をめぐる地域比較研究

研究課題名(英文) Study on Institute for Elementary School Teacher Education by Regional Comparison around Public and Private in Modern Japan

研究代表者

加島 大輔 (Kashima, Daisuke)

愛知大学・文学部・准教授

研究者番号：90555442

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：各地方における小学校教員養成機関が、いかなる理由によって設置されたのか、その際の設置形態がいかなるものであったのかを地域比較によって明らかにしようとした。各地方への資料調査を行ったものの、いずれの府県においても師範学校以外の小学校教員養成機関についての史料は断片的なものであり、まずはそうした資料調査の困難を確認したことが第一に挙げられる。したがって、その後はそうした断片的な史料からいかなる成果を提出できるか、また断片的ではない資料調査はどうあるべきかを考える方向へと進んだ。結果として、府県公報などまとまった史料から、総合的に小学校教員養成の問題を考える必要があると結論づけられた。

研究成果の概要(英文)：This study focused on institute for elementary school teacher education in modern Japan. I aimed to clarify the reason of establishing and form of the institute. Through the term of study, I investigated historical materials at various archives, but almost materials contain fragmentary information. So I considered efficient use of these materials. As a result, using materials collectively is necessity including prefectural publication.

研究分野：教育学

キーワード：小学校教員養成 公立・私立 小学校教員 各種学校

1. 研究開始当初の背景

2000年代以降を中心に顕著となった規制緩和の論理は、それまで公的機関において行われていた事業が私的機関を含めた事業者に移譲される現象を起している。たとえば、小学校教員養成に関わる国立大学・私立大学の割合は、それまで圧倒的に前者に偏在していたものが後者に比重を移ることになった。この変化の是非はともかく、この問題には教員養成を公的機関で行うのか、私的機関で行うのかという側面が含まれていることを表している。

こうした事態は、なにも現代に特有の現象ではなく、近年の研究では戦前期日本においても同様の状況があったことが明らかにされている。すなわち、師範学校という小学校教員養成のために特設された公立の機関だけではなく、私立の教員養成機関が小学校教員養成に携わった事実が明らかにされつつある。

私立の教員養成機関は教育会などの団体でもなく、師範学校のような目的養成機関でもない学校組織として設置されていたのである。こうした学校組織は、いかなる論理で設置され、いかなる教育内容を持っていたのかは興味ある問題である。

さらに、そうした学校組織を「公立」の機関として設置するのか、「私立」のそれとするのかは、地方の考え方に任されていたことがうかがわれる。だとすれば、その考え方、設置理由の差異を明らかにすることも、近年の研究状況に付け加えられるべき要素として必要であると考えられた。

したがって、本研究では地域比較を行いながら、各地の教員養成機関の設置方法に対する考え方、養成されるべき教員に対する認識、すなわち輩出されるべき教員像を明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

研究開始当初において、本研究の目的を次のように立てた。

(1)公立・私立の教員養成機関について、公立が多く設置された府県、私立が多く設置された府県、双方が同程度に設置された府県等にわけ、各府県の教育会雑誌等から教員養成機関についての議論を明らかにすること。

(2)それぞれの府県の教員養成機関での教育内容について、同じく教育会雑誌や行政文書等を用いて各府県内での比較を行い、公立・私立の異同を明らかにすること。さらに、各府県間での比較を行うこと。

(3)各府県での議論を、これまでの研究が明らかにしてきた師範学校が標榜した教員像と照らし合わせて、実際にどのような教員が養成されてきたのかを明らかにすること。

3. 研究の方法

研究計画の当初においては、次のような研究方法を予定した。

(1)小学校教員養成機関についての資料調査先をいくつか設定する。

東京：基礎作業として、郡誌等、小学校教員養成機関についての記載が予想される図書所蔵の多い図書館での調査を予定する。

埼玉：師範学校以外の小学校教員養成機関設置がないと考えられるため、その理由・背景を探るための資料調査を行う地域として設定する。

静岡・広島：静岡は公立の名称が付された小学校教員養成機関が、広島は私立の名称が付された小学校教員養成機関が多い地域と考えられるため、比較対象の地域として設定する。

(2)これらの地域での資料調査を通じて、それぞれの設置背景、カリキュラムなど教育内容の検討を行う。

(3)本研究では、教員養成機関の設置件数が多いことが判明している明治後期から大正期に対象範囲を絞って調査を行う。

4. 研究成果

(1)研究の基礎作業となる資料調査の経緯について

本研究は、一次史料を用いた実証的研究であるため、資料調査を行うことを基礎作業として進めた。研究第1年目には、広島県内の図書館・文書館の調査を行い、広島県教育会関係雑誌を中心とした資料調査を行った。また、郡廃止という資料上の制約はあるものの、『郡誌』の内容調査も並行して行った。

一方、研究作業の開始当初から明らかとなったのは「小学校教員養成機関」を対象として資料調査を行った場合には、史料自体が残されていないか、かなり断片的な史料を収集せざるを得ないこととなることであった。

そのため、調査の方向性としては、まとまった文書史料を発見するか、あるいは断片的であっても可能な限り多くの史料を収集するかの二つが考えられた。したがって、研究第2年目以降の資料調査においてはこれら二つの方向性を念頭に置きながら調査を進めた。

研究第2年目には、滋賀県、大阪府、福井県、石川県での資料調査を行うことができた。いずれも教育雑誌等が主体となる資料調査となり、たとえば石川県では大変多くの教育雑誌が残されていた。その一方で、設置主体さらには設置時期も多様な小学校教員養成機関についてまとまった文書を得るには至らず、この年度を通して、断片的であってもできるだけ多くの史料を収集する方向性を取らざるを得ないことが明らかとなってきた。

こうした経過を経て、研究第3年目には資料収集の範囲を拡大し、必ずしも小学校教員養成機関にポイントが当たったものではない、府県公報等もあわせて入手することを計画した。この府県公報については、小学校教員検定に関する規則や試験の実施日程など

が掲載されていることが多いが、あわせて小学校教員免許状授与者の姓名など、検定の結果について記されているものも確認される。

本研究では、当初の研究計画・研究目的からは相当程度ずれることが明らかであったものの、あえてまとまった公報が残されている府県として大阪府を設定し、その内容分析を並行して進めることとした。

なお、研究の3年間を通じて、府県教育会雑誌を多く所蔵している筑波大学図書館での資料調査を継続して行った。

(2) 「公」的機関として設置するのか、「私」的機関として設置するのかについて

上記のように、本研究では断片的な史料を用いるという制約があったものの、その断片的な史料からも明らかであったのは、各地方では相当程度自由に小学校教員養成機関の設置・廃止を行っていたという事実である。こうした事実は、いかなる背景のもとに行われたのだろうか。

一つは、研究代表者がこれまでの研究で明らかにしてきたように、法令上の問題として解釈される。すなわち、師範学校以外の小学校教員養成機関は、たとえそれが「公立」であろうと「私立」であろうと、そうした設置形態には関係なく、教員の直接養成は不可能であるという前提があるということである。明治30年代を通じた文部省による法令解釈の進展によって、教員免許状の取得には師範学校を卒業するか、もしくは教員検定を経なければならず、本研究が対象とする小学校教員養成機関ではそのうちの教員検定を経なければならないことは明らかである。

教員検定の実施主体は府県の小学校教員検定委員会であり、小学校教員養成機関が直接関与することは制度上不可能である。無論、教員免許状の授与自体もまた、府県知事にその権能があり、こちらに関与することはできない。それに対して師範学校は卒業が直接免許状授与の要件であり、小学校教員養成機関とはそもそも免許状授与の要件が異なるのである。

このことは一方で、師範学校は師範学校令もしくは師範教育令に明記された小学校教員養成機関として各府県が設置を義務づけられていたものの、それ以外の小学校教員養成機関は師範学校と同等の小学校本科正教員免許状を結果的に得させるとしても、卒業を免許状授与の要件としなければ、制度上の制約はさほど大きくはなかったともいえるのである。それによって、府県は相当程度自由に小学校教員養成機関の設置・廃止を行っていたことができる。

地方の小学校教員養成機関がいかなる理由で「公立」あるいは「私立」とされたのかについては、具体的な地方の実態からも明らかにしなければならないが、例えば次のような例があることが明らかになった。

明治30年代半ばにおいて、滋賀県では小

学校の学習を補習するための学習会と、小学校教員養成所と呼ばれる小学校教員養成機関の設置が同時に計画されたことがあった。滋賀県では、この設置について各郡に対して賛否を問っている。

その結果、学習会については特段の反対はなく設置が行われる。一方、小学校教員養成所についても賛成意見が多数を占めるが、中には次のような反対意見を述べる者もあった。それは主に、県が各郡市に対して小学校教員養成所設置を「奨励」するという形を取っていたためであった。

そのため、一つは設置主体に対する疑問として、本来は県や県教育会が行うべき事業であるので、費用は各郡に分担させてもよいが郡主体で設置するのは無理がある、すでに各郡では教員講習会を開催している、などの意見が提出されている。また、県が主体となるべきであるので、郡が費用負担するのはおかしいという意見も当然出ている。

さらに注目すべきは、すでに必要に応じて各郡では准教員の養成を行っているものの「其成績良好ナラサルモノ多ク一般同資格ノモノニ比シ権衡ヲ得サルノ感ナキニアラス」という、郡レベルの設置主体とした場合には、教員の程度として問題があるということであった。

このように、滋賀県の事例では県主体か郡主体かという違いはあるものの、同じ「公的」機関として設置しても教員資格として差が出る恐れがあると認識されていたことが明らかである。結果として滋賀県では郡主体の小学校教員養成所の設置は実現されなかったが、この事例はたとえ「公的」機関で教員が養成されるとしても問題を含む場合があると考えられていたこと、慢性的な教員不足のなかにあっても、地方では単に量的補充をすればよいと考えられていたのではないことを示すものとして注目されるべきであろう。

(3) 地方における免許状授与と地方性の問題について

(1)に記載したように、研究第3年目においては府県公報にも調査範囲を広げ、大阪府公報の内容分析から小学校教員養成機関だけでなく、教員養成それ自体についても検討を加えることとした。

まず、本研究の当初の目的に直接関係する点について述べるならば、大阪府においては明治30年代においていくつかの私立学校の卒業生について尋常小学校准教員免許状の無試験検定の特典を与えている(根拠規程となる「尋常小学校准教員無試験検定二関スル規程」については、すでに丸山剛史氏らの『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究』(科研費基盤研究(C)報告書(課題番号26381011))で明らかにされている)。

同規程の「尋常小学校准教員養成スルノ

目的ヲ以テ設立シタル公設私設講習所又ハ私立学校ニシテ其ノ卒業生ニ関シ第一条ノ取扱ヲ受ケントスルトキハ公設講習所ニアリテハ其ノ管理者ニ於テ其ノ他ニアリテハ其ノ設立者ニ於テ左ノ事項ヲ具シ知事ノ認定ヲ受クヘシ」との条文からは、教員養成を標榜する「私立学校」の存在が府県当局者に認識されていたことがうかがわれる。

この規程によって実際に認定を受けたのは、私立大阪女学校師範予修科普通部（1906年2月）、南河内郡教育会付属尋常小学校准教員養成所（同年5月）、大阪府泉北郡教育会教員養成所（同年6月）、私立大阪教員講習所（同年7月）、豊能郡教育会教員養成所（1907年9月）、私立実業同志学校教員養成科第二部（同年10月）、北河内郡教育会教員養成所（1908年4月）であった。これらのうち、私立大阪女学校、私立実業同志学校については調査を行ったものの史料を得ることはできず、詳細については未だ不明である。

また、この府県公報には明治25年以後の小学校教員免許状授与者姓名が、授与年月日、免許種とともに、族籍、また時期からは授与理由とともに掲載されている。本研究の当初の目的とは異なるものの、今後の研究につながる可能性を含んでいると考え、この授与者姓名のデータベース化を行い、未だごく初期段階にはあるが、分析を開始した。

その結果の可能性としては、一つはこれまでの研究でもすでに明らかにされてきたことではあるが、大阪府においても教員の需給調整として教員免許状授与が行われてきた可能性があるということである。これは、1899（明治32）年の1年間はまったく免許状授与が行われなかった一方、翌年から徐々に増加していき、明治30年代後半には1,000件を超える年度が続くことから推察される。

二つには、これも他府県の研究成果に重なる部分ではあるが、「無試験検定」に加えて「試験検定」もまた教員の需給調整弁になっていた可能性があることである。

三つには、大阪府以外に本籍を持つ者の動向についてである。師範学校はその府県内に就職する教員を養成し、教員検定もまたある時期までは小学校教員免許状が府県内有効であった点からして、「ある府県の教員」を養成していたことは事実である。そうした制約のあるなかで、大阪府外に本籍を持つ者はどのように流入してきたのか。分析が中途の段階ではあるが、師範学校卒業がもっとも「正統」な取得方法となる小学校本科正教員においても、大阪府本籍者が5割を超えないことも多い事実をどのように解釈すべきか。また、尋常小学校准教員では明治30年代において大阪府本籍者の割合が徐々に低下するなどの傾向が出ている。

こうした「地方性」の問題を、師範学校以外の「公立」「私立」小学校教員養成機関の存在と関わらせて分析していくことが課題

として残されていると考える。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

加島大輔「明治後期における小学校教員養成所をめぐる法令構想と運用実態」『愛知大学文学論叢』152輯、pp.88-69.

〔学会発表〕(計1件)

加島大輔「明治期教員史・教員養成史の再検討 - 教師の職業的自覚・教員養成の「公」性「私」性の問題から - 」比較教育社会史研究会2016年度春季例会、2016年

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

加島 大輔 (KASHIMA, Daisuke)

愛知大学・文学部・准教授

研究者番号：90555442

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし